

# 日専連PFCローンカード会員規約

会員規約をよくお読み下さい。会員規約をご承認頂けない場合は直ちに退会の手続きをいたしますので、当社宛にご連絡下さい。退会のお申し出がない場合には、会員規約を承認されたものとさせていただきます。

## 第1章

### 第1条（会員）

（1）会員とは、本規約を承認の上、株式会社日専連パシフィック（以下「甲」という。）に甲所定の入会申込書等において日専連PFCローンカード（以下「カード」という。）のカード会員として入会を申込み、甲が入会を認めた方をいいます。

### 第2条（カードの貸与）

（1）甲は会員1名につき、1枚のカードを発行し貸与します。カードはカード表面に印字された本人以外利用できません。なお、カードの所有権は甲に属します。

（2）会員は、カードを貸与されたのち、善良なる管理者の注意をもってカードを保管するものとします。

（3）カードは会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れしたり、担保提供に使用することはできません。

### 第3条（暗証番号の登録）

（1）会員は、入会申込時に甲所定の方法によりカードの暗証番号（4桁）を届出するものとし、甲は会員お申し出の暗証番号を登録するものとします。なお、会員は、電話番号・生年月日等第三者に容易に推測される番号以外の数字を選択し、登録するものとします。但し、お申し出がない場合、または甲が暗証番号として不適切と判断した場合には、甲が任意に暗証番号を指定し登録することを承認するものとします。

（2）暗証番号は他人に知られないように十分注意するものとし、会員の故意又は重大な過失により他人に知られたことにより生じた損害については、会員の負担となります。

（3）会員は、暗証番号の変更を希望する場合、当社所定の方法により申し出るものとします。

### 第4条（期限の利益喪失）

（1）会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、通知催告を受けることなく本規約に基づく甲に対する一切の債務についての期限の利益を失い、未払い債務の全額を直ちに支払っていただきます。

①利用代金を1回でも遅滞したとき。

②自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき。

③差押え、仮差押、保全差押、仮処分申立て、または滞納処分を受けたとき。

④破産手続開始、民事再生手続開始その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。

⑤会員について債務整理のための和解、調停等の申立てがあったとき、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき。

⑥逃亡、失踪し刑事上の訴追、後見もしくは保佐の宣告を受けたとき。

⑦会員が甲に通知しないで住所を変更し、甲にとって所在が不明になったとき。

（2）会員は、次のいずれかの事由に該当したときは甲の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、未払い債務の全額を直ちに支払っていただきます。

①本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

②その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。

③本規約以外の甲に対する支払債務を怠ったとき。

### 第5条（カードの利用可能枠）

（1）カードの利用可能枠は、甲が決定した額までとし、その利用可能枠内の範囲内でカード利用出来るものとします。また、甲が必要と認めた場合は、いつでも利用可能枠を変更できるものとします。但し、利用可能枠は、会員の申し出がない限り増額しないものとします。

（2）会員は、甲が認めた場合を除き、利用可能枠を超えるカード利用はできないものとします。

（3）会員が、甲の発行するクレジットカードを複数枚保有する（貸与を受けている）場合の利用可能残高の合計は、甲が別に定める利用可能枠を超えることはできないものとします。

（4）会員のカード利用可能枠は、利用停止の場合を除いて、原則として本条（1）の利用可能枠より未払い残高を差し引いた額とします。但し、会員が既に甲に入金した場合でも、コンピューター等の都合により可能枠の復元が遅れる場合があります。

### 第6条（カードの盗難・紛失）

（1）会員は、カードを盗難・紛失にあった場合及び第2条に違反して他人に使用された場合、その損害は会員の負担となります。

（2）会員はカード盗難・紛失した際、次のいずれかに該当する場合は会員が負担するものとします。

①会員の故意または重大な過失によって生じた場合。

②会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をするもの等、会員の関係者が盗難・紛失等に関与し、または使用した場合。

③盗難・紛失、または被害状況の届出が虚偽であった場合。

④カード利用の際、使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合。

⑤その他本規約に違反している状況において、盗難紛失が生じたとき。

### 第7条（カードの再発行）

カードの盗難、紛失、毀損、滅失等により会員が再発行を希望し、甲が審査の上特に認めた場合にはカードを再発行するものとします。

なお、盗難、紛失、毀損、滅失等による再発行の場合、会員は再発行手数料として500円＋税を甲に支払うものとします。

### 第8条（お支払金等の充当方法）

支払われた弁済金の本規約に基づく債務への充当方法は、次の①から④までに掲げるものとします。

①遅延損害金があるときはそれを優先し、次に手数料、これら以外の債務の順で、それぞれに充当します。

②①の遅延損害金については、その発生が早いものから順次に充当します。

③①の手数料については、その支払うべき時期が早いものから順次に充当します。

④遅延損害金及び手数料以外の債務については、その手数料の料率が高いものから順次に充当し、その充当の順位が等しいものについては、その債務の発生した時期が早いものから順次に充当します。

## 第9条（脱会等並びに会員資格の取り消しと利用の一時停止）

- (1) 会員が都合により脱会するときは、甲あてにその旨の届出をし、カードを返却することにより脱会できるものとします。但し、債務が残っている場合は精算後に脱会できるものとします。また、本規約に定められた支払日にかかわらず、残債務全額をただちにお支払いいただく場合もあります。
- (2) 会員は第4条または次のいずれかに該当した場合、甲は会員に通知することなく、カードの利用停止または会員の資格を取り消すことが出来るものとします。この場合、会員は甲に対して直ちにカードの返却を行うものとし、甲に対する債務の全額を弁済しなければならないものとします。
  - ①入会時に氏名・住所・勤務先等について虚偽の申告をした場合。
  - ②会員が本規約に違反したとき。
  - ③信用情報機関の情報等により、会員の信用情報が著しく悪化した悪化の恐れがあると甲が判断した場合。
  - ④会員の信用状態に重大な変化が生じたり、不正利用あるいは不正目的によるカード利用等、利用状況が適当でないと甲が判断した場合。
  - ⑤住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、甲が会員への通知連絡について不能と判断した場合。
  - ⑥暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団構成員その他の反社会的勢力に該当することが判明した場合。
  - ⑦暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、取引に関する脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為、風説の流布もしくは偽計による当社の信用を毀損する行為、当社の業務を妨害する行為その他の反社会的行為があった場合。
- (3) 会員が本会員として甲から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて前項①から⑦に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合。
- (4) 本条(2)に該当し、甲がカードの返還を求めたときは、会員はただちにカードを返還するものとします。
- (5) 甲は本条(2)に該当しない場合でも、会員が本規約に違反もしくは違反するおそれがある場合、または会員のカード利用が適当でないと甲が判断した場合には、カードの利用をお断りする場合があります。

## 第10条（届出事項の変更）

- (1) 会員は、甲に届出た住所、氏名、勤務先、指定預金口座等について変更があった場合には、所定の届出書により甲に届けるものとします。但し、甲が適当と認めた場合は、甲への電話での連絡により届出ることもできます。
- (2) 前項(1)の届出がないため、甲から通知または送付書類その他のものが延着し、または不到達になっても通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、(1)の住所、氏名の変更の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

## 第11条（規約の変更）

本規約を変更する場合は、予め会員に変更事項を通知いたします。なお甲が変更内容を知した後会員がカードを使用した場合、変更事実が承認されたものとみなします。なお、会員規約とは別に規定又は特約がある場合には、当該規定または特約が優先されるものとします。

## 第12条（費用の負担）

- (1) 会員は、甲に対する支払に要する費用（送金手数料等）を負担するものとします。
- (2) 会員は、支払いを遅滞したことにより甲が金融機関に再度口座振替の依頼をしたとき、または金融機関から振り込む振込依頼書を郵送したときは、手数料として1回につき200円+税の督促手数料を別に支払うものとします。
- (3) 会員は、融資金の支払遅滞等会員の責めに帰すべき事由により甲が訪問集金した時は、訪問集金費用として訪問回数1回につき、1,000円+税の訪問集金費用を別に支払うものとします。
- (4) 甲が会員に対して第4条に基づく書面による催告をしたときは、会員は当該催告に要した費用を負担するものとします。
- (5) 会員が甲に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、または公租公課（消費税等を含む）が変更される場合、会員は当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。
- (6) 会員が、甲に請求書の再発行を依頼した場合、再発行事務手数料として1件につき100円+税を支払うものとします。
- (7) キャッシングサービスのATM利用料については、会員が1回の利用金額1万円以下は100円+税、1回の利用金額2万円以上は200円+税を支払うものとします。

## 第13条（カード利用代金債権の譲渡等の同意）

会員は、甲が必要と認めた場合、甲が会員に対して有する債権を、取引金融機関（その関連会社を含む）・特定目的会社・債権回収会社等に譲渡または回収委託すること、ならびに甲が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、また回収委託を中止すること、およびこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、あらかじめ同意するものとします。

## 第14条（合意管轄裁判所）

会員は、会員と甲との間で紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、甲の本店を管轄する簡易裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

## 第15条（準拠法）

会員と甲との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されます。

## 第16条（協議事項）

この規約の条項を適用するについて疑義が生じたときは、甲と会員の間で誠意をもって協議し、解決するものとします。

## 第2章

### 第18条（キャッシングの利用）

- （1）会員は、甲が設置した、現金自動預払機（以下「ATM」という。）及び、甲が提携した金融機関のATM・CDで、暗証番号を入力する等所定の操作を行った場合、金銭の借入れ（以下「キャッシング」という。）を受けることができます。
- （2）キャッシングの利用可能枠は甲の定める金額とし、別途連絡するものとします。また、甲は会員のカード利用状況等に応じて、会員の同意を得た上で、カード利用可能枠を増額できるものとします。

### 第19条（キャッシングの支払方法）

- （1）会員は、キャッシング利用による融資金を、毎月末日に締切り翌月の約定支払日までに指定した方法により支払うものとします（約定支払日が休日の場合は翌営業日）。
- （2）キャッシングの利用による融資金は1万円単位で、返済方法は、元利定額残高スライドリボルビング払い（以下「リボ払い」）および元利均等返済方式（以下「ボーナス一括払い」）とします。

#### ●リボルビング払いの場合の返済例（元利定額残高スライドリボルビング方式）

融資残元金に応じて、毎月の返済額が自動設定されます。

自動設定された返済額と利息額の差額が元金の返済額となります。

リボルビング払い返済テーブル

ご利用元金残高	返済月額
100,000円	5,000円
200,000円	8,000円
300,000円	12,000円
400,000円	15,000円
500,000円	20,000円

返済例  
（約定日 27日 11月 1日利用 利率 9%の場合）

ご利用元金	お利息合計	ご返済合計
100,000円	5,013円	105,013円
200,000円	18,979円	218,979円
300,000円	34,301円	334,301円
400,000円	50,313円	450,313円
500,000円	66,939円	566,939円

返済例  
（約定日 27日 11月 1日利用 利率 11%の場合）

ご利用元金	お利息合計	ご返済合計
100,000円	6,206円	106,206円
200,000円	23,833円	223,833円
300,000円	42,427円	342,427円
400,000円	62,849円	462,849円
500,000円	85,175円	585,175円

#### ●返済期間の返済回数 最長 5年11ヶ月・3回～71回

- （3）キャッシングの利用による支払期日及び融資金等（キャッシング利用による融資金に利息を加算されたものをいう。）は、甲所定の方法により請求いたします。
- （4）ボーナス一括払いは、ご利用日が12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月の場合、支払月は7月とし、7月・8月・9月10月・11月の場合は、支払月は12月となります。
- （5）利息の利率は金融情勢等の変動により変更されることがあります。甲が利息の変更を通知した後は変更後の利息が適用されるものとします。

### 第20条（遅延損害金）

会員が、キャッシング利用による弁済金等の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対して支払い期日の翌日より支払日に至るまで、また期限の利益喪失の場合は、未払債務全額に対して期限の利益喪失の日より完済に至るまで、年20.0%（1年365日とした日割計算）の遅延損害金を甲に支払うものとします。

### 第21条（繰上返済）

会員が、当社所定の方法により本規約に基づく債務残元金の一部又は全額を返済することができます。（早期完済の特約からこの文言へ）

#### 第5条（返済金の充当順序等）

会員が振込をした返済金が、支払うべき金額に満たない場合には、甲から会員に通知することなく、甲が適当と認める順序・方法により甲の債務に充当することができるものとします。但し、会員が充当順序等を指定し甲が認めた時は、この限りではありません。（追加）

### 第22条（キャッシング利用停止措置）

会員が次の何れかに該当したときは、甲は会員に通知することなくカードのキャッシング利用を停止するものとします。

- ①貸金業法又は日本貸金業協会自主規制に基づく収入証明の徴収依頼に応じない場合。
- ②会員の利用可能枠、甲との他の契約に基づく借入残高、及び他の貸金業者からの借入残高の合計が、給与及びこれに類する定期的な収入の年間合計額の三分の一を越えた場合。
- ③その他甲が会員として不適当と判断した場合。

### 第24条（勧誘拒否と勧誘拒否会員に対する勧誘再開）

- （1）会員は、個人情報の取扱いに関する条項第3条の規定にかかわらず、勧誘中止の申し出ができるものとします。
- （2）前項の申し出があった場合、甲は申し出の日より少なくとも1年間（希望する期間が確認できない場合は、少なくとも1ヶ月間）キャッシング商品について宣伝物・印刷物等の営業案内の利用停止措置をとるものとします。但し、請求書等業務上必要な書類に同封される宣伝物・印刷物についてはこの限りではありません。

### 第25条（書面の交付）

- （1）会員はキャッシングを利用した場合、甲が貸金業法第17条（契約締結時の書面交付）6項の規定に基づき、同条1項の規定による書面の交付に代えて、極度方式貸付に関する契約の一定期間における貸付および返済その他の取引の状況を記載した書面を交付することを承諾するものとします。
- （2）会員は、甲が貸金業法第18条（受取証書の交付）3項の規定に基づき、同条第1項の規定による書面交付に代えて、極度方式貸付に関する契約による債権の全部または一部について返済を受けた場合において、一定期間の貸付け、返済その他の取引状況を記載した書面（ご利用明細書）を郵送・電磁的等所定の方法により交付することを承諾するものとします。
- （3）会員は、本条（1）および（2）による書面の交付の承諾後においても、その承諾を撤回できるものとします。

### 第26条（帳簿の閲覧）

会員は甲に対し帳簿の閲覧または謄写を請求できるものとする。但し甲は当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査目的とするものでないことが明らかである場合には、当該請求を拒むことができるものとする。尚、会員は全ての帳簿について直ちに閲覧・謄写できない場合があることを、あらかじめ了承するものとします。

## 第27条 (本人確認に関する同意)

会員は「犯罪収益移転防止法」に関し次の各号の内容を同意します。

- (1) 本人確認がなされない場合は、本規約に定めるキャッシングサービスを受けられない場合があること。
- (2) 本人確認を求められた場合は、すみやかに指定の書類を甲に提出するなど必要な手続きに協力すること。また、甲において住民票の写しを会員に代わって取得すること。
- (3) 甲が本人確認記録を保管し、会員は甲に提出した本人確認に必要な書類の返還を求めないこと。
- (4) 甲が「犯罪収益移転防止法」に基づき、第三者に本人確認業務を委託すること。

## 第28条 (所得証明書等の提出)

- (1) 会員は、甲から要請があった場合には、貸金業法第13条(返済能力の調査)、同法13条の3(基準額超過極度方式基本契約に係る調査)に定める会員の収入、収益その他の資力を明らかにする事項を記載または記録した書面(以下「所得証明書」という)を当社の指定する期日までに提出することあらかじめ同意するものとします。
- (2) 配偶者の収入により生計を維持している会員で、キャッシングサービスを受けようとする場合には、会員の配偶者の同意書および所得証明書を提出することあらかじめ同意するものとします。
- (3) 本条(1)、(2)に定める所得証明書の提出がない場合には、甲はカードの利用停止または利用可能枠の減額等の措置をとることができるものとします。

# 個人情報の取扱いに関する同意条項

## 第1条 (個人情報の取得・保有・利用)

- (1) 申込者及び会員(以下併せて会員という)は、本契約(本申込みを含む。以下同じ)を株式会社日専連パシフィック(以下「甲」という)との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(これらを総称した「個人情報」という)を甲が保護措置を講じた上で、取得し、甲が定める相当な期間保有することに同意します。
  - ① 所定の申込書に会員が記載した会員の氏名・性別・年齢・生年月日・住所・電話番号・eメールアドレス・勤務先・家族構成住居状況・勤務先に関する本人識別情報・利用目的・運転免許証番号・健康保険証の種類・入社年月の情報。
  - ② 本契約に関する申込日・契約日・ご利用可能枠・返済方法等の情報。
  - ③ 本契約を行う者が契約者本人であることを確認する資料および契約者本人にかかる収入証明書に記載された情報
  - ④ 前各号の情報に異動があった場合はその異動後の情報。
  - ⑤ 契約者と甲との間における本契約以外の契約や申込みにかかる契約(申込)内容およびその結果、利用履歴、利用残高、返済状況に関する情報。
  - ⑥ 本契約に関する会員および保証人の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産・負債・収入・支出、甲が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況。
  - ⑦ 契約者または公的機関から適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。
  - ⑧ インターネット官報や電話帳等一般に公開されている情報。
- (2) 甲が事務(コンピューター事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、甲が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。
- (3) 会員等は、甲から譲渡または委託を受けた債権の管理・回収を行うため、及び債権譲渡を受けて管理・回収を行うにあたって事前に当該債権の評価・分析を行うため、下記の債権回収会社に対し、個人情報の保護措置を講じた上で、当該債権に関する個人情報のうち、必要な範囲で提供することに同意します。

[名称]ニッテ債権回収株式会社  
[所在地]〒108-0023 東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル4・6F  
[電話番号]03-3769-4611

## 第2条 (指定信用情報機関への登録・利用および他会員への提供)

- (1) 甲が本契約の与信判断および与信後の管理にあたり、甲の加盟する指定信用情報機関および当該機関と提携する指定信用情報機関(以下併せて他会員という)に照会し、会員及び会員の配偶者の個人情報(破産宣告等の公的記録情報、電話帳記載の情報、貸金業協会から登録を依頼された情報を含む。)が登録されている場合には、本契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、会員及び会員の配偶者の返済または支払能力・支払途上における支払能力の調査を目的に限り利用することに同意します。
- (2) 会員は、甲が本申込に際し、甲の加盟する指定信用情報機関を利用した場合、甲が本申込にかかる個人情報を当該指定信用情報機関に提供することに同意します。また、本契約について支払停止の抗弁の申出が行われていることが、加盟する指定信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報が当該指定信用情報機関および提携する他の指定信用情報機関の加盟会員に提供されることに同意します。
- (3) 会員および当該会員の配偶者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する指定信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する指定信用情報機関および当該機関と提携する指定信用情報機関の加盟会員により、会員および当該会員の配偶者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録の期間
本規約に係わる申し込みをした事実	甲が指定信用情報機関を利用した日より6ヶ月間
本規約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了日後5年以内
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了日から5年間

- (4) 甲が加盟する割賦販売法、貸金業法の指定を受けた指定信用情報機関は次の通りです。また、本契約期間中に新たな指定信用情報機関に加盟し、利用する場合には別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

甲が加盟する指定信用情報機関

●株式会社シー・アイ・シー(CIC)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

(5) (株)シー・アイ・シーと提携する指定信用情報機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。

●株式会社日本信用情報機構 (JICC)

〒101-0046 東京都千代田区神田東松下町41-1  
http://www.jicc.co.jp/ フリーダイヤル0120-441-481

主にクレジット事業、リース事業、保証事業、貸金業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

●全国銀行個人信用情報センター (KSC)

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館  
http://www.zengikyo.or.jp/pcic/ 03-3214-5020

主に金融機関と、その関係会社を会員とする個人信用情報機関

※各信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名の登録等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。

(6) 上記(4)に記載されている甲が加盟する指定信用情報機関である株式会社シー・アイ・シー (CIC) へ登録する情報は下記の通りです。

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等、本人を特定するための情報および契約者に配偶者がある場合の当該の婚姻関係に関する情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額等およびその数量等、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況、客観的な取引事実に関する情報

### 第3条 (個人情報の利用)

会員は、甲が下記の目的のために第1条(1)①の個人情報につき、保護措置を講じた上で利用することに同意します。

- ①甲の宣伝物・印刷物送付等の営業案内のため利用する場合
- ②甲のマーケティング活動・商品開発のために利用する場合

### 第4条 (個人情報の提供・利用)

会員および保証人は、甲が各種法令の規定により提出を求められた場合、及びそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

### 第5条 (個人情報の開示・訂正・削除)

(1) 会員は、甲に登録されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報に限り、当社所定の手続きにより開示するよう請求することができます。ただし、当該情報の開示により業務に著しい支障をきたすおそれがあると甲が判断した場合には、甲は当該情報の一部または全部の開示を拒絶できるものとします。

- ①甲のお問い合わせ窓口は第12条第2項のとおりです。
- ②指定信用情報機関に登録されている情報の開示等を求める場合には、当該機関に連絡してください。

(2) 万一登録内容が事実でないことが判明した場合には、甲は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

### 第6条 (契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても、その理由の如何を問わず第1条および第2条(2)に基づき、本契約にかかる申込みをした事実に関する個人情報が一定期間利用されます。それ以外に利用されることはありません。

### 第7条 (条項に不同意の場合)

甲は、契約者が本契約に必要な記載事項(本申込書で契約者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部に同意できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し第3条および第4条に同意しない場合でも甲が本契約をお断りすることはありません。

### 第8条 (個人情報の利用停止の申出)

会員は、本契約成立後、甲が宣伝物・印刷物送付等の営業案内を行うための利用停止の申出を行うことができるものとし、甲はそれ以降の利用停止の措置を取るものとします。但し、請求書等業務上必要な書類に同封される宣伝物・印刷物についてはこの限りではありません。

### 第9条 (本人確認に関する同意)

会員等は、犯罪収益移転防止法に関し、以下の内容について同意します。

- ①犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類を提出すること。
- ②甲が住民票の写しを取得する場合があること。
- ③甲に提出した本人確認書類は返却されないこと。

### 第10条 (開示費用の負担)

会員は甲に対し自己に関する個人情報の開示を申請した場合、開示費用として下記手数料を支払うものとします。

- ・甲窓口来店による情報開示 1,000円+税
- ・郵送による情報開示 1,600円+税

### 第11条 (条項の変更)

本同意条項に変更が生じた場合には、必要に応じて甲より会員へ通知します。また、甲が実質的な変更と判断した場合は、通知に対する同意を得ることとします。

### 第12条 (お問い合わせ窓口)

(1) 甲カードのサービス・入会手続き等、お届け事項の変更、宣伝印刷物送付等の営業案内中止、本規約のご相談、個人情報の開示・訂正・削除等、会員の個人情報に関するお問合せ・ご相談については下記におたずね下さい。

株式会社 日専連パシフィック お客様相談室  
〒053-0022 北海道苫小牧市表町3丁目2番11号  
電話番号 0144-33-2000 (平日9:00~17:30)  
貸金業者登録番号 北海道知事(4)胆第00443号

<貸金業務にかかる指定紛争解決機関>  
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター  
〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15  
電話番号 03-5739-3861

## 株式会社 日専連パシフィック

貸金業者登録番号 北海道知事(4)胆第00443号

とまこまい店 〒053-0022 苫小牧市表町3-2-11 日専連会館 TEL 0144-33-2000 (平日9:00~17:30)  
むろらん店 〒050-0074 室蘭市中島町3-29-1 サンプラザビル1階 TEL 0143-41-2000 (平日9:00~17:30)  
だて店 〒052-0024 伊達市鹿島町47-9 TEL 0142-22-2000 (平日9:00~17:30)